

令和2年第2回小国町議会臨時会会議

(第 1 日)

1. 招集年月日 令和2年5月8日(金)

1. 招集の場所 おぐに町民センター 3階 301号室 議場

1. 開 会 令和2年5月8日 午前10時00分

1. 閉 会 令和2年5月8日 午後13時55分

1. 応招議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	8番 松本明雄君
9番 熊谷博行君	10番 松崎俊一君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	8番 松本明雄君
9番 熊谷博行君	10番 松崎俊一君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤木一也君 書記 朝日さとみ君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊誠次君	教 育 長 麻生廣文君
総務課長 小田宣義君	教委事務局長 木下勇児君
政策課長 佐々木忠生君	産業課長 秋吉陽三君
情報課長 村上弘雄君	税務課長 橋本修一君
建設課長 時松洋順君	住民課長 石原誠慈君
福祉課長 生田敬二君	保育園長 河津公子君
会計管理室長 北里慎治君	

会議録署名議員の氏名

議長は今期臨時会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

2番 江 藤 理一郎 君

7番 西 田 直 美 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を 5月8日の1日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

な し

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 2. 5. 8)

議長（松崎俊一君） 改めまして、おはようございます。

先の連休は皆様どのようにお過ごしでしたでしょうか。気候だけは爽やかな日々が続いていますが、目に見えない新型ウイルスの恐怖は心身共に大きな影響を与え、世界中で大きな問題となっています。肺炎だけでなく経済的困窮による死者の報告もありました。また、新しい生活様式でないと耐えられない、今までのような生活は難しいとの御意見もあります。更に注視していく必要があると思っています。

さて、本臨時会では新型コロナ対策に係る専決や条例、補正が上程されています。更なる慎重審議をお願い申し上げ冒頭の御挨拶と致します。

大変お忙しい中に、令和2年第2回小国町議会臨時会を開催する旨、御案内申し上げましたところ議員各位には何かと御多用の中、全員御出席をいただきありがとうございます。

それでは、最初に渡邊町長から御挨拶をお願いします。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さま、おはようございます。

御多用にも関わらず、お集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。

まず、今議長もおっしゃいましたけども、冒頭にコロナウイルス感染症によりたくさんの方がお亡くなりになられております。また、御家族の皆さまにも改めて、お悔やみとお見舞いを申し上げたいと思っております。

また、公立病院を始め、昼夜を問わず献身的に対応に当たってこられた医療従事者の方々、そして関係者の皆さま方には心から敬意を表しますとともに、感謝を申し上げたいと思っておりますし、町民の皆さまにおかれましても、国、それから熊本県、そして町の情報を受け止めていただきまして、一緒に我慢をしていただきまして、また、自粛をしていただいたり、ボランティア等々も一緒になって行っていただきまして、御協力、御尽力をいただきましたことに、改めて感謝を申し上げたいと思います。

本日は臨時議会でございまして、専決処分についての承認案件が3本、条例案件が4本、そして一般会計、特別会計の補正予算がそれぞれでございます。

本日はコロナウイルス感染症についての対策が主となっています。議員の皆さまには4月30日に意見交換会をさせていただきましたけれども、改めて御審議方をよろしくようお願い申し上げたいと思います。お世話になります。

議長（松崎俊一君） ただいま、出席議員は10人です。定足数に達していますので、令和2年第2回小国町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議長（松崎俊一君） 本日の臨時会の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおり

でございます。

議長（松崎俊一君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

2番 江藤理一郎君

7番 西田直美君

をお願いいたします。

議長（松崎俊一君） 日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長（松崎俊一君） 日程第3、「承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第1号 小国町税条例等の一部を改正する条例について）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集をお開きください。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年5月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

次のページ、

専決第1号 専決処分書

小国町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部改正に伴い、緊急に小国町税条例等を改正する必要が生じ、令和2年3月31日に小国町税条例等の一部を改正する条例を専決処分しましたので、その承認を求めるものでございます

これが、この議案を提出する理由でございます。

よろしく申し上げます。

税務課長（橋本修一君） それでは、私の方からは改正内容を説明いたします。

まず、お配りしております条例集の右肩に専1と書かれております。これが改正本文になります。資料は税務課資料（1）の改正条例の概要と、税務課資料（2）の新旧対照表でございます。説明は、税務課資料（1）の改正条例の概要で行います。御用意をお願いいたします。

まず、改正理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布され、一部を除き4月1日から施行されることに伴い、小国町税条例等の一部についても所要の改正が必要となり、改正を行ったものでございます。

下のこの表は、改正条例順に改正概要を記載したものでございます。

主な内容を御説明いたします。まず、第36条の3の2、次の第36条の3の3は、給与所得者、年金所得者の扶養親族等の申告書の規定でございます。申告書の記載事項の変更で、「単身児童扶養者の記載を不要とするもの」でございます。これは、地方税法の改正で、「ひとり親」という新しい定義付けができましたので、単身児童扶養者の記載が不要となるための整備でございます。

次に、2つ飛びまして、第54条の5項です。これは、固定資産税の納税義務者の指定でございます。調査をしてもなお、固定資産の所有者が不明の場合に、使用者がいる場合は、使用者を所有者とみなして課税することができる規定でございます。

次に、3つ飛びまして、第74条の3、固定資産税の現所有者の申告の規定でございます。登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者（相続人等）に対し、氏名・住所等必要な事項を申告していただく規定でございます。

次に、1つ飛びまして、第96条でございます。たばこ税の課税免除の規定でございます。輸出等に係る課税免除の手続きで、申告書の添付書類の保存を前提に、添付を不要とする手続きの簡素化の規定でございます。

次のページをお願いいたします。2段目の附則第8条、肉用牛の売却による事業所得の町民税の課税特例の規定でございます。課税特例の適用期限を3年延長するものでございます。

1つ飛びまして、附則第10条の2、固定資産税の課税標準の特例の規定でございます。適用条文の附則第15条の改正に伴う、項の番号の整備と、水防法に規定する浸水被害軽減地区の指定を受けた輪中堤等の土地の特例措置が創設されましたので、法の参酌値3分の2の割合で整備しております。

3つ飛びまして、附則第17条の2でございます。優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の規定でございます。現行の適用期限を3年間延長するものでございます。

それと一番下の平成31年度改正条例の第2条の一部を改正するものでございます。これも一番最初に申しましたとおり、単身児童扶養者を個人の町民税の非課税措置の対象に加える規定を削る等の所要の措置でございます。ひとり親の定義付けによるものでございます。

今説明した他、法改正に伴い、字句や元号の整理、適用条文の項ずれの整理等を行っております。

以上で説明を終わります。

議長（松崎俊一君） これより、承認第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第1号 小国町税条例等の一部を改正する条例について）、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

議長（松崎俊一君） 日程第4、「承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第2号 小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集3ページをお開きください。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和2年5月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次のページをお開きください。

専決第2号 専決処分書

小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、緊急に小国町国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、令和2年3月31日に小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

よろしく申し上げます。

税務課長（橋本修一君） 改正内容を説明いたします。

お配りしております資料の右肩に専2と書かれております。これが改正本文となります。

資料は、税務課資料（3）と、税務課資料（4）の新旧対照表でございます。

説明は、資料（3）で説明をさせていただきます。御用意をお願いいたします。

まず、理由でございます。地方税法施行令の一部を改正する政令等が令和2年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴いまして、改正を行ったものでございます。

内容でございます。第2条、課税額の課税限度額の見直しでございます。基礎課税額の限度額を「61万円」から「63万円」に、介護納付金課税額の課税限度額を「16万円」から「17万円」に改正をしております。

次に、第23条でございます。軽減判定所得の見直しでございます。5割軽減の基準額につきまして、被保険者に乗ずる金額を「28万円」から「28万5千円」、2割軽減につきまして、被保険者に乗ずる金額を「51万円」から「52万円」に改正をしております。

この第2条課税限度額も第23条軽減判定基準額も政令で定めることになっておりますので、政令の改正に伴い、条例の改正を行ったものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（松崎俊一君） これより承認第2号について質疑に入ります。

5番（児玉智博君） この専決された改正というのは、二つあるわけですね。保険税の減額対象者を、要はより減額を受けられる所得の範囲が広がった一方で、課税限度額として基礎課税額が2万円、それと介護納付金、40歳以上の被保険者の方が支払う分が1万円増えたということです。

それで、今回のコロナウイルスの感染が拡大して行って、非常に大変な人たちが町内にもだいたいいるということが、アンケートを行いましてわかりました。ある、宮原にお住まいの70代女性、この方は御主人に先立たれて、ひとりで暮らしていらっしゃる。「年金だけでは生活できずに、働いています」とおっしゃる方です。この方、旅館の客室清掃のパートで働かれていた方なのですが、「4月の収入だけでも5分の1に激減したと。コロナが収束するまで、収入ゼロの月もあるかもと不安な毎日です」と、このようにおっしゃっているわけですね。いろいろこのアンケートを、この方以外でも、例えば黒淵の60代の男性の方は、やはり一番大変なのが保険税の減免だと。国保税の引下げはぜひともお願いをしたい。これはコロナに限らず、いつもそう

思っているというふうにおっしゃっているわけです。そこで、まず質問なんですが、先に述べました、給料が5分の1に、4月分が激減した女性。これ5分の1ですから、要は8割減ですよ、収入が。この方ですね、国民健康保険税の減額の対象とは、一般的になるでしょうか。

税務課長（橋本修一君） 減額の対象になるかならないかは、納税者の方の相談によると思いますけれども、まずは、徴収猶予の特例ができておりますので、そちらのほうに該当になるかなとは思いますが。

5番（児玉智博君） やはりですね、今回専決で減額の所得の幅が広げられたとはいえ、まずは徴収猶予。町内放送でも町長が呼び掛けていらっしゃいます。しかし、この方、名前・連絡先を書いていただいていたので、私、連絡をしてみまして、詳しくお話を伺いました。それでおっしゃるのが、猶予といっても要は先延ばしされるだけで、いずれその分も、そしてその年の現年分も、要は次の年が大変になるだけだと。今回、この4月が8割収入が減って、その先またどうなるかわからないと。ゼロの月もあるかもしれないという中で、例え、このコロナが収束した後に通常どおりの仕事に戻ったとしても、失われた分の収入が、そこで上乘せされて給料として入ってくるわけじゃないんだと。今のこの収入減というのは先々ずっと尾を引いていくんですよというふうにおっしゃられていたわけなんです。結局、そういう相談に応じても、要はコロナでの減少といっても、もしかしたら4月、5月だけで終わるかもしれない、先々の収入減がどうなるかわからないのに、それは減額はできないよ、というような話なのかもしれないですけども、わずか1カ月、2カ月とはいえ、こういうパートで年金が足らずに働いている人たちにとってみれば、本当にこれ死活問題だというふうに思うわけですね。やはり徴収猶予とかではなくて、やはりこういう非常事態なんだから、こういう困っている人たちには思い切って、減額あるいは免除をするという、そういう姿勢もなしに、ただただ、確かなのは課税限度額が上げられるというだけなのではないですか。やはり、そういう困っている人たちが、この課税限度額が上がる対象になるような人たちも、これは何らかの影響を受けている可能性が、私は大きいと思うんですね。そういう人たちの保険税は上がるのに、だけどこの減免というのはなかなか簡単にこのコロナの影響の人たちは受けることができないというのは、私はこれはあまりにも、本当に町の姿勢としてどうなのかなと思うわけなのですが、こういう改正をするのであれば、コロナで収入が減った人たちにも、きちんと減額、免除、そういうことも同時に打ち出していくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

税務課長（橋本修一君） 今回の改正は、冒頭申しましたように3月31日に施行令がありますから改正されたものでございます。それと、コロナ感染と結びつくものではございませんけれども、コロナ関係のは、また国保の減免とかは国のほうからも減免に対しての財政措置とかの通知もきておりますので、そのあたりを正式にきまして、そこでまた作成中というか減免の内容をですね、今現在、国保税の条例の中にも減免規定があります。それで、今現在でその収入の減に対して、

減免をするわけでございますけど、まずは徴収猶予をしていただいて、それでも今後まだ同じような状況が続けば、また減免の対象になるかと思えますけれども、今現在は徴収猶予のほうの基準がありますので、それで該当するかとは思いますが、まだ今回のこの補正に関してはコロナの減免とかそういうのではなくて、条例の施行令の改正で専決をさせていただいたということでございます。

5番（児玉智博君） 町の立場としては、コロナの問題とは別の問題だと思われるのかもしれませんが、保険税を払っている被保険者の人たちにしてみれば、これはやはりコロナの大変な真ただ中で、専決処分をして議会の承認を求めたというふうにつつとしたいと思います。それで、何度も言いますが、まずは徴収猶予をというふうに言われますけれども、被保険者の非常に低所得者の人たちが多く国民健康保険税において、ひと月、ふた月の所得が8割も奪われてしまった人にとってみれば、先々取り返すことというのはできないわけですね。猶予されてもその年の現年分、1年間は猶予されるそうですが、今回猶予された分と、現年度分を合わせて払っていないといけないというのは、非常に先が大変になるだけなのです。国の方針を待つのではなくて、町独自で減免制度も、私は行っていくべきだということを申し上げて、国、県の姿勢待ちではなくて、町独自でこういう困っている人たちを助けるという姿勢に立っていただくことを求めまして、質問を終わりたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 御質問の内容につきましては、非常に理解するところが多くございます。特に町民の皆さんに関しては、労働に対する対価と言いますか、収益が少なくなっていると、給料が少なくなっているというお話も随分と耳にさせていただいているところですが、国、県の補助金、町の補助金、いろいろ補助だったり給付金の事業があります。勿論、児玉議員も相談にのっていただけているものというふうに思いますが、雇用調整助成金、なかなか名前はすぐにさっさと出てきませんが、だったり含めて、いろいろな助成の対象があると思いますので、議員の皆さまにおかれましても、それぞれの町民の皆さんの代表でございますので、相談にのっていただいて、国、それから県、そして町、補助対象になったり御相談にのっていただきたいと思えます。

やはり働いている方たちの収益が減っているところは雇用主としっかり話していきながら、通常ですと雇用調整の部分で話をつけたりすることも多分可能なんじゃないかなと思っておりますので、その部分もしっかり相談にのってあげていただきたいと思えます。

勿論、町も今日終わってまた皆さんとお話をさせていただきますけれども、お約束のとおり、第2弾、第3弾、収束後と、対策を提示させていただきますけれども、それよりも多分、今一番町民の皆さんで負担に思われていることは、やはり収束がいつなのかと、先が見えないということも、本当に私も同感しているところでございますけれども、やはりそこは相談にのってあげることが非常に大事であると思っておりますし、私もそのように今動いておりますので、ぜひ

とも御協力をいただきたいと思います。

以上です。

5番（児玉智博君） 雇用調整助成金のお話をいただきました。それで伺いますが、町長も旅館を
経営されていると思いますが、雇用調整助成金は入ってきましたか。

町長（渡邊誠次君） 雇用調整助成金は申請のほうを私がしているわけではありません。経営はほ
とんど任せてありますので、私はしておりませんが、申請手続きに入っているという話は
しております。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、本議案について、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、
専決第2号、小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてに反対の立場から討論を
行います。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、国民健康保険の被保険者の皆さんたちは、非常
に苦しい状況に追い込まれております。そういった中で、軽減判定所得の見直しという点で、幅
を広げたことについては、非常にそれはよいこととあります。ところが、新型コロナウイルスの影響
で収入が減少した人たちの助けになるかといえば、それは明確ではありません。そうした中で、
課税限度額の引上げ、これは前年所得に対するものでありますので、対象となる人は確実に引上
げになります。

私は、町がとるべきは新型コロナウイルスの影響により、収入が減少した人たちにはきちんと、徴
収猶予ではなく、減額あるいは免除という立場で被保険者の人たちの暮らしを守る姿勢を見せる
ことだと思います。それが先であります。にもかかわらず、課税限度額の引上げというものだけ
先行させておいて、その後の減額や徴収猶予については、今のところ、国、県の動き待ちという
町の姿勢になっているということを、私は非常に感じました。やはり町がとるべき姿勢としては
逆であります。ですから、福祉の機関としての町に求められる姿勢に照らして、こういった専決
処分の承認だけを求めてくることについて、私は反対でありますので、この議案に反対するもの
です。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第2号 小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

議長（松崎俊一君） 日程第5、「承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第3号 令和2年度小国町一般会計補正予算（第1号）について）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集5ページをお開き願いたいと思います。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和2年5月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集の6ページをお開きください。

専決第3号 専決処分書

令和2年度小国町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月1日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、補正予算書の専決第3号と書いてあるものをお開きください。

1ページです。

令和2年度小国町一般会計補正予算（第1号）

令和2年度小国町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億189万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億9千689万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月1日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

総務課長（小田宣義君） それでは、私の方からは専決内容の説明をいたしたいと思います。

専決の補正予算書4ページをお開き願います。

歳出項目は、総務管理費の中に、目の17として特別定額給付金費を新設いたしました。この特別定額給付金費を7億189万円計上したものでございます。

内訳といたしましては、特別定額給付金が6億9千440万円、それに伴う事務的な経費合計が749万円になります。国のコロナウイルス感染症に対する緊急経済対策の支援事業で、基準日である令和2年4月27日において小国町の住民基本台帳に登録されている者に、一人当たり10万円の給付を行うための経費となっております。この財源といたしましては、全額、国庫補助金を充当させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（松崎俊一君） これより承認第3号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） これですね、今日既に発送したのか、今日このあと発送するのかあれですけど、申請書は今日は発送すると聞いているんですよね。それで、この会計年度任用職員というのは、もうすでに雇用されているのですか。

住民課長（石原誠慈君） 予算の中の報酬の会計年度任用職員ということですが、一応、これは今、町で雇っています会計年度任用職員の方に、事務のほうを協力いただきたいと思います。

5番（児玉智博君） 事務というのが、事務の幅というのがどれぐらいのものなのかというのが気になる場所なんですけど。

これは国会でも話題になって、DV等で避難している主に女性になると思うのですが、女性はまだ離婚が成立していないけれども、とにかく避難をしている、そういう人たちのもとは通知が届かなくて、夫の、世帯主の宛名で送られますから夫のもとに送られていくと。それで、本当に必要な人に10万円が届かないと、こういうことはあってはいけないということで、そういう場合は自治体に相談してくれば対処するというので、国会でも答弁がっております。

それで、私のもとに相談があった人で、長年別々に、実家に戻ってきて別々に住んでいると。しかし、まだ離婚はしていないので、住民票上は嫁ぎ先のところにあるんですよと。いろいろ聞いてみると、暴力はなかったみたいなんですけど、一緒に御飯を食べさせてもらえなかったりとか、結婚の状況としては破綻している状況なんだろうなというふうに思いました。それで、その方が役場に相談に行ったら「それはなかなか難しいですね」ということで、まともに取り合ってもらえなかったと、そういう言い方をされていたわけですね。

私は、補正予算は必要で、専決で処分されているわけですが、実際の現場で困っている人の相談に応じて、国では、市町村に相談すればちゃんと手元に、実家や避難している人のもとに

届けますよというお話があっているわけですから、役場としてもそのとおりにやってもらわないと困るわけで。私は「もう一度、明日相談に行ってください」と言って、多分行かれたと思いますけど、そういう相談にはきちんと乗ってもらえるのか。申請書が発行された後でもですよ。

本来であれば、この申請書が発行される前にそういう人たちの相談はもれなく受けて、本人の手元に届くようにしないといけないわけですがけれども、数日前まではそうはなっていなかったということだと思いますので、この申請書が発行された後でも、きちんと対処というのはできるのでしょうか。

住民課長（石原誠慈君） はい。今現在、今言われましたように、住民課のほうで中心になって、特別定額給付金の事務についての準備をしているところです。この事務手続きにつきましては、国が示す統一した事務手続きによって全都道府県、あるいは県内では各市町村がこの準備を行っております。小国町におきましては、先ほど言われたように昨日郵便局に持ち込みをしまして、今日、明日までには各家庭に申請書の書類等が届くと思います。

基本的に、さっき言われたように世帯主が申請をして、世帯主の口座に基本的に振り込むということになっております。

先ほどDVの話がありましたけれども、このDVに関しては県全体で、各市町村に申し出てくださいという期間がありまして、その期間を待ちまして、小国町はなかったのですが、DV関係は世帯以外の避難しているところの市町村から給付できるような仕組みにはなっております。国が示すDVに関しての手続きの部分は示されておりますが、それ以外は言われた、各家庭でいろいろな事情があるかとは思いますが、各家庭の事情について、内容等によっては個人情報であったり、あるいはプライバシーの部分もありますので、まずは相談ということで、さっき児玉議員が言われました、昨日待ってございましたけれども本人さんお見えにならなかったです。とりあえず町の役場のほうに、住民課でいいと思います。とりあえず申し出ていただかないとこちらでは把握できませんので、申し出ていただくということをお願いしているところです。

以上です。

5番（児玉智博君） 私に相談のあった方は、申し出たんですよね。申し出たんですけど、言われたようなDVの被害って、DVというのがではなんなのかと。物理的に殴ったりたたいたり、そういうものだけがDVかという、それはそうじゃないわけでしょ。それで、実際そういう人というのは、これまで行政機関に家庭内暴力を受けていますとか、そういう相談に訪れた方だけが対象になっていて、それを県が各市町村に情報提供をした人だけのことですよ。ところが、今まで行政機関に夫婦間のことを相談はしていないけれども、実際は一緒に住んでいた時には、おしゅうとさん、おしゅうとめさんも一緒にいたみたいですがけれども、その人たちが御飯を一緒に食べるのに、奥さんの分は用意されてなくて、冷たい弁当を違う場所で一人で食べたりしていたと。そういう状況が実際にあった人が相談に行ったんだけど、相談でどういったやり取りがさ

れているかという詳しいところまでは聞きませんでしたけれども、でも、しっかり対応してもらって自分のもとに、今実家でお母さんと暮らされていますけれども、そちらのほうに名前が入った申請書を送ってもらう対応は取ってもらえなかったということをおっしゃられています。

これからも多分、相談がくると思いますよ。そういう相談がきた場合は、きちんと必要とする人に10万円が届けられるように、その対応はしっかりやっていただきたいと思いますが、してもらえますか。

住民課長（石原誠慈君） はい。今から給付にも入っていきますけれども、相談についてはこちらのほうで対応はしていきたいと思います。それで代理申請というのがありますが、これも世帯主の了解が必要となります。例えば、世帯主の方が字を書けないとか、動けないとかで代理申請というのでもできます。ただ、できるのですけれども世帯主の了解が必要になります。

今の件でありましても、やはり世帯主に一回了解をいただくという手続きにはなると思います。以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

1番（時松昭弘君） 1番です。はい。

ただ今、住民課長から世帯主の許可を必要とするというような話がありましたが、例えば世帯主の方が認知とか、いろんな障害者、そういったできない場合はどういうふうになりますか。

住民課長（石原誠慈君） はい。今の状況ですけれども、代理申請の話をちょっとさせていただきましたが、この代理申請あるいは受給ですね、代理で受給されるというのには、それができる範囲というのが示されております。その中には、受給世帯の構成者が代理ができる。2つ目に、法定代理人というのがあります。3つ目に、身の回りを世話している方、特に市町村で認める方が申請ができるというふうになっています。そういう中には、単身世帯で寝たきりの人や認知症の方など、そういう方は、日頃お世話をさせていただいている方が代理で申請ができるということがあります。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第3号 令和2年度小国町一般

会計補正予算（第1号）について）、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

議長（松崎俊一君） 日程第6、「議案第31号 小国町長の給与の特例に関する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） はい。議案集7ページをお開きください。

議案第31号 小国町長の給与の特例に関する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年5月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、令和2年6月1日から令和2年11月30日までの間における町長の給料月額を、小国町長等の給与及び旅費に関する条例第3条の規定に定める額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とするもの。

これが、議案を提出する理由でございます。

皆さま方には、4月30日に意見交換会のときにお話を申し上げましたけれども、この件につきましては、私の気持ちの部分のところ非常に大きいです。

今日、皆さん方からも御意見をいただいているとおり、町民の皆さん方も大変な思いをされております。町の対策もまだ至らない点があるかと思えます。しかし、一貫して私は、みんなで我慢、みんなで乗り越えましょうと発信してまいりました。だからこそ、町民の皆さまと一緒に気持ちを分かち合うため、そして痛みをわかり合う意味でも、そして何よりですけれども、自分の町のリーダーとしての姿勢をみていただく意味でも減給をさせていただきたいと判断をさせていただきました。その上で、町独自の経済対策を講じて、また町民の皆さまのあたたかな御意見も拝聴して、この次には基金条例等々も上程させていただきたいと思っております。議員の皆さまには、まずは、この危機を乗り越えるための起点といたしまして、御承認をいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第31号について質疑に入ります。

5番（児玉智博君） 確認なんですけど、給料を半分に減らすということなんですけど、今言われたように、町の対策が至らない責任を取って減らすというわけではないということですかね。

町長（渡邊誠次君）　そうですね。責任を取って減額をするということでは、基本的にそういうことはしてはならないと思っていますし、責任を取るにはまだ至ってないと思っております。責任は最終的に3年後ですかね、選挙で明らかになると思っておりますけれども、まずは、私の姿勢として100分の50減額させていただきたいというところです。

5番（児玉智博君）　100分の50を半年間減らした場合に、予算的にはどれくらいの減額になるのですか。

総務課長（小田宣義君）　はい。町長が半年間減額するに当たり、試算しております。

半年間の大体減額する額としては、296万円の減額になります。

以上です。

5番（児玉智博君）　296万円ということでありましたが、このあとの第2号補正にも出てくる分ではありますが。商工活性化事業補助金の200万円より多いし、家賃支援給付金の半分以上にはなります。大体休業支援給付金350万円ですので、大体このくらいになるわけですけど、この296万円をどういうふうに使われるのですか。

町長（渡邊誠次君）　給料を減額しますと一般財源化しますけれども、その分はコロナウイルス対策には使わせていただきます。

議長（松崎俊一君）　ほかに質疑ございませんか。

8番（松本明雄君）　はい。8番です。

町長が減額すると、そういう気持ちは非常にありがたいのですが、まだコロナがどこで収束するかわからないと、そういう観点もあってですね、他の事はスピーディーにされてなかったと、自分の給料だけは先にカットしますと、そういう気持ちはよくわかるんですけど、まだまだコロナがどこの時点で収束するかわからないと、そういう時点で50%、町長の気持ちは非常にわかります。僕たち議員に関しても、いつかはそういうことをしなければならない時期かと思っておりますけど、まだいまだにコロナがいつ収束するかわからない時期に、こういう臨時議会のときにするというのは、他の事をもうちょっとスピーディーにやっていただいて、6月の定例議会のときでもやるとか、そういうふうにしていただくと。県のほうも蒲島知事が30%の1年間ということを行っていますけど、まだ他の町村もそういうことも出ていません。ですから、給与をやるということは非常にありがたいとは町民の方は思うのですが、そこではなくて他にやることがあるのではないかと、僕はその最後でもよかったのではないかと思いますけど、町長のお気持ちをお聞かせいただきたいと思っております。

町長（渡邊誠次君）　まず、リーダーとしての姿勢を示すために、私の減額は一番最初にするべきであると思っておりました。

4月10日の時点で実は私はその話を数人の方には御相談させていただきました。しかしながら、その時点では他の経済対策を打つというなかなか難しい時期でもありましたので、経済対策

を打つと同時に自分の減額を定めさせていただきたいと。半年と定めさせていただいたのは、コロナウイルスが半年くらいでは収束していただけないかなと思っているところもあります。勿論足りないところは動いて補いたいと思っておりますが、まずは先ほど答弁させていただいたとおり、責任を取っての減額ではありません。これは私の施政としての方針で、前に町民の皆さんに示させていただくという気持ちの部分が多ございますので、どうか御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第31号、小国町長の給与の特例に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第7、「議案第32号 小国町つながる未来基金条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） はい。それでは、議案集8ページをお願いいたします。

議案第32号 小国町つながる未来基金条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町つながる未来基金条例を別紙のとおり提出する。

令和2年5月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、大規模災害時における復旧事業及び感染症等の予防又は復興対策事業に要する経費の財源に充てるための基金を設置することについて必要な事項を定める必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、総務課長より御説明を申し上げます。

総務課長（小田宣義君） はい。それでは、私からは条例内容の説明をいたしたいと思います。

条例集の中で、右肩に32と書いてある資料をお開き願います。

小国町つながる未来基金条例です。1条から7条までの条項で構成されておりますが、内容は他の基金条例とほぼ同じです。違うのは第1条の設置の文言になります。

目的といたしましては、先ほど町長も提案理由で申しましたとおり、大規模災害時における復旧事業及び感染症等の予防又は復興対策事業に要する経費の財源に充てるための基金を今回新たに創設するものでございます。

今回の新型コロナウイルス感染症の関係で、町にいくらかでも寄附したいというような声も聞こえております。新たに今回提案させていただいております。

御審議よろしく申し上げます。

議長（松崎俊一君） これより議案第32号について質疑に入ります。

5番（児玉智博君） はい。寄附の意思が伝えられているということでありましたが、何件くらいあったのですか。

総務課長（小田宣義君） はい。私が実際に聞いているのは3件です。ただ、普通の寄附金と違いまして、コロナ関係ということですので、やっぱりこれは新たに作ったほうがいいのではないかとということで提案させていただいております。

以上です。

5番（児玉智博君） この基金をつかって、受け入れの意思を示せばこれから出てくると思われますので、いいと思いますが。基本的に、意見交換会のときに聞いた話では、特別定額給付金を受け取って、でも自分は自分のために使う必要はないから、これを寄附できないだろうかという相談があったと言われました。

いつまで受け入れるのかということで、特別定額給付金が8月31日までが申請の期限だったかなと思いますが、それ以降はどうされるのかということと、コロナウイルスが収束したのちに、この基金はどうするのか、廃止するのか、それともまた目的を別にして寄附受け入れのための基金として残すのか。その辺のお考えをお聞かせください。

町長（渡邊誠次君） はい。給付金だけでいけば8月というところではありますけれども、コロナウイルスの収束する時期が早ければ早いに越したことはないんですけども、いつまでかかるかはわかりません。ですので、この基金自体は、ある一定の期間まではおいておこうと思っておりますし、先ほど議員がおっしゃいましたように、受け皿として本当にあたたかい気持ちを受ける場所にしていきたい。また、当然これに集まった分は、まずはコロナウイルス対策にも使わせていただきますけれども、災害等々も含めて、夏、6月、7月それから9月、台風の時期もありま

す。どういった状況になるかわかりませんので、ここはお願いというところではありますけれども、たくさんの方に寄附をしていただきたいと。私の減額も、この意味の部分も含めて行ったというところもありますので、たくさんの方にあたたかいお気持ちをいただきたいと思います。

以上です。

5番（児玉智博君） 一定期間残すというのと、そのあとの答弁が恒久的な基金として残すというように、よくわからないので、恒久的な基金として残すのか、それともそうではないのか。

町長（渡邊誠次君） コロナウイルスがいつ終わるのかといわれる質問とちょっと似ているような気がしますけれども、コロナウイルスが続く間は、まずはそのままにしておきたいと思っておりますが、その基準はまだはっきりとは定めておりません。

5番（児玉智博君） いやいや、町長は災害もありますしということをおっしゃったんですよ。災害とコロナウイルスは何の関連性もなく、災害は毎年起こりうることだから、災害ということであれば、これは恒久的な基金として残すんですねという話ですけど。

町長（渡邊誠次君） 災害もコロナウイルスもわからないような今状況に私はあるのではないかなと思っておりますし、このコロナウイルスが発生した時期に、最近でも千葉等々で震度4程度の地震がっておりますけれども、どうかたちで避難をするのかを含めて、自治体も検討しなければいけない状態に今もう入っているのですが、その検討をしたりするときにも、この基金条例の設置の一番の目的の部分で、災害と感染症は両方兼ね備えていたほうがいいのではなかろうかというところもありますし、新たに今回、この基金を設置することで、皆さまこのつながる未来基金に献金をお願いいたしますというなかたちでお願いできることは非常に大事なことでないかなと思っております。

ですので、先ほど言われたようにこの基金の終わりの時期をいつというのを、今は申し訳ないですけれども定めていません。

5番（児玉智博君） いつ終息するのかということは全然聞いてなくて、日本政府であったりとか、あるいはWHOが終息宣言を出すと。ワクチンも開発されて予防接種として、COVID-19は予防ができるという状況になったとして、それは廃止するということですよ。

私が聞いているのは、恒久的な基金にするのか、そうじゃないのかということなので。恒久的ではないわけでしょ。

総務課長（小田宣義君） 先ほどから町長が申しましたのは、基金的には恒久的な基金として受け付けるということで、基金の内容が、私の説明が悪かったから町長に伝わってなかったかもしれませんが、つながる未来基金、中身は二通り、大規模災害とコロナウイルス。二つの目的のためにつくる基金です。コロナウイルスは期限がわからないけど、ある程度の期間。それと大規模災害はずっと恒久的にありますので、まだ今日、条例も通っておりませんが、寄附者

には寄附申込書というものを差し上げて、その中で寄附者のほうに大規模災害であるのかコロナウイルスであるのかを明示していただいて、通帳の中でわかるようにはしたいと考えております。

以上です。

5番（児玉智博君） とてもわかりやすい答弁で理解いたしました。

8番（松本明雄君） 8番です。

今は、基金についてどういうふうにするのかまで聞いてないのですけれども、寄附者がもしも寄附するときに何に使ってくれという感じでは要望はしないとは思いますが、そういうことがあった場合は、もしも今教育に使ってくれとか、商店街が厳しいから情報課のほうに使ってくれとか、そういうことを書かれた場合はそのように使うのか、ざっくり全部いただいてその中から割り振りするのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

総務課長（小田宣義君） 今の今日時点では、コロナウイルス関係ということでポケットをつくるということですので、その中で使い道は考えていくということを考えておりました。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

2番（江藤理一郎君） まず、この基金条例についてなのですから、どのように発信するつもりなのかでしょうか。と言いますのは、小国町民だけではなく、全国の例えば小国町出身者の方も寄附したいという方がいらっしゃるかもしれない。そういった方々にどのように届けるつもりなのか、それを伺いたいと思います。

町長（渡邊誠次君） もう、4月30日の時点で皆さまに少し御了解をいただいた部分でございますので、情報発信は少しずつはさせていただいておりましたが、今日正式に決定をさせていただきましたら、たくさんの方に周知をしたいと思っております。まずは、ホームページもそうですが、いろいろな人脈等々も使いまして、たくさんの方に御寄附いただけるような仕組みをつくりたいと思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 阿蘇郡市内でもこの間の産山村、あとは南小国町、100万円の事業者への休業協力金のようなことを先んじてやったところは、やはり全国でかなり取り上げられました。こういったところも含めると、早めに発信して行って、ニュース、新聞社等でも取り上げられるということが、全国に発信されるきっかけになるのではないかなと思いますけれども。

全国においては、この基金条例はかなりつくられているものになっているのですか。

町長（渡邊誠次君） 私の記憶では、別府市は行っていたのではないかなと思いますけれども、他の地域も少しずつ基金条例はつくっているとは思われます。

以上です。

4番（久野達也君） はい。基金条例についてなのですから、寄附金を充てるということで、

質問なされた同僚議員とも関連する部分もあるので、質問と確認ということで。

いわゆる、ふるさと納税によって寄附金をいただきます。これによって税制上は寄附金控除ということで、減額が可能となってまいります。このふるさと納税による寄附と、この寄附を切り離して考えるのか。私は、個人的な意見としては、含めるべきだろうと思います。全国的にふるさと納税の中で、小国町出身の方が大都市部におられて、地域のための大規模災害あるいは感染症予防のために年寄りを小国におっていると、小国に頑張ってもらいたいと、そういったような気持ちで、ふるさと納税のかたちで選択肢の中につながる未来基金があったら、より効果をあらわしてくるのではないかなと思っております。ですから、ふるさと納税でいうところの基金、それから今回この未来基金でいおうとしている寄附金、ここの整理をぜひお願いしたいと思います。

総務課長（小田宣義君） ありがとうございます。

現実的には町内の寄附金を主に考えておまして、ふるさと納税は、当然町外の方々の基金になりますので、そこらあたりリンクできれば考えていきたいと考えております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第32号、小国町つながる未来基金条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） ここで、暫時休憩をいたします。11時20分から。

（午前11時10分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

議長（松崎俊一君） 日程第8、「議案第33号 小国町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは議案集の9ページを御覧ください。

議案第33号 小国町税条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年5月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律等が、令和2年4月30日に公布されたことに伴い、小国町税条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

これが、この議案を提出する理由です。

橋本税務課長より詳細は説明申し上げます。

税務課長（橋本修一君） それでは、私のほうから改正内容を説明いたします。

まず配付しております条例集の右の上のほうに33と書いてありますが、改正本文でございます。資料は、税務課資料（5）になります。それと、資料（6）に新旧対照表がございます。説明は、資料（5）のほうの改正条例の概要で行います。御用意をお願いいたします。

今回コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が、納税者に及ぼす影響を緩和を図るためということで、地方税法の改正が行われております。それに伴いまして税条例の改正を行うものでございます。

まず、表の一行目から御説明いたします。

附則第10条は読替規定でございます。地方税法附則第61条と第62条の追加による条文の整理を行っております。

附則第10条の2、これは固定資産税の課税の特例の規定でございますけれども、中小事業者の設備投資に対する固定資産税の特例措置の拡充でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、生産性向上に向け、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、現行の特例措置の適用対象に事業用家屋と構築物を追加し、現行と同様の特例を規定するものでございます。

次に、附則第15条の2でございます。軽自動車税の環境性能割の非課税でございます。軽自動車税の環境性能割の税率を1%軽減する臨時的軽減措置の適用期間を6カ月延長し、令和3年3月31日までとする規定でございます。

次に、附則第24条、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例に係る手続等の規定でございます。今回設けられました新型コロナウイルス感染症に係る徴収の猶予の特例につきましては、収入が20%減少し、一時に納付できない場合に、延滞金なし、担保なしで猶予を受けることができるものでございます。この徴収猶予は、地方税法での定めにより行うものでございま

すけれども、条例のほうに委任している手続と細目の事項について、現行の規定を準用するもの
でございます。

次に附則第10条、また、次の附則第10条の2、これは引用する条項のずれの整理でござい
ます。

次に附則第25条、新型コロナウイルス感染症に係る寄付金税額控除の特例の規定でございま
す。新型コロナウイルス感染症拡大防止のために中止されたイベントを対象として、チケットの
購入者が払い戻しを受けないことを選択した場合、その金額分を寄付とみなして、寄付金控除の
対象とする規定でございます。

次に、附則第26条、新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の規
定でございます。住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る整備でございまして、新型コロナウ
イルス感染症の影響により入居が遅れた場合、入居日の「令和2年12月31日まで」の分を、
「令和3年12月31日まで」とするものの規定でございます。

以上で説明を終わります。

議長（松崎俊一君） これより議案第33号について質疑に入ります。

質疑は。

5番（児玉智博君） この附則第24条、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係
る手続等ということで、町税の徴収猶予が出ております。

それですね、先ほど来、御紹介しております私たちが行ったアンケートでは、宮原の70代
の男性、70代ですけど、年金をもらいながら不動産をされているということです。貸し店舗
を有する不動産で生計を立てている。店舗オーナー（飲食業さん）から、家賃の軽減・免除の
要望あり、現に未納となっている。後期高齢者の保険料の支払い、火災保険の支払い、また固定
資産税の支払いのために、ローンの支払い、加えて追加ローンの返済に苦しむことになると。こ
のように書かれているわけですね。要するに貸している貸し店舗の固定資産税というのは、所有
者の方が課税されることとなります。それは何かというと、お店や、あるいは住宅もそうですけ
れども、お貸して家賃で収入が入ってくると。そのうちから、固定資産税も経費というかです
ね、支払われているのだと思いますけど、こういう状況があるわけです。この方はですね、こう
おっしゃっています。「やはり、借主の事情もわからぬではないが、長丁場の休業となれば、本
当に私も困るんだと。」このように訴えられているわけですよ。

今回は、徴収猶予というふうになっておりますけれども、これはもう思い切って、今年度、納
期があと何回か2回か3回ですかね、ちょっとすいません今定かではないですけども、納期がめ
ぐってくるわけですけども、やはりここから減免も行うべきなんじゃないかと思うわけですが、
いかがでしょうか。

税務課長（橋本修一君） 減免のお話でございますけれども、固定資産税の場合は、減免のほうに

は一応、条文といますか法律がありましてですね。生活のために公私の扶助を受けるものや、災害や天候不順等で資産に損害を受けたもの、そういった場合は減免の対象になっております。今回のコロナウイルスに関しましては、本年度の固定資産税ではございませんけれども、本年の2月から10月末までの売上高や、そういう収入が30%、50%未満の間に減少しているものは、来年の事業用の家屋と償却資産が2分の1減額になる。また、50%以上を減額されている場合は、来年度の、さっき言った償却資産と事業用の家屋が全額免除といますか、軽減するというような特例措置が出ております。

今回、すぐ本年度の固定資産税を減免というふうにはですね、まずは先ほど言ったように相談をしていただいて、その人の資産やいろいろありますので、まずは徴収猶予のお話からになると思います。

以上です。

5番（児玉智博君） もうちょっとこれ町税なわけですから、柔軟に対応をいただけないかなというふうに思うわけですね。なぜかというやはり、それは去年の分の家賃を取っておいて、今年固定資産税を支払っているという人はいないと思うわけですよ。やはり、今年入ってくる家賃を当てにして、今年固定資産税の請求がくる分をお支払いになっているというのが、これが実情じゃないかなと思います。それで、今言われましたけど、これは要は、徴収猶予はされるということで、それで減少に応じて、来年分の固定資産税も減額をされるということでもありますので、それで十分かなという気はするわけですが、こういう不動産をされている方に対しても、そういう家賃が入ってこなくて困っていらっしゃる方もかなりいると思いますので、そういう相談窓口を開いているのですかね。それはもう普通に税務課の窓口に来てくださいという話ですか。でしたらやはり、税務課に積極的に相談に来てくださいということ、ぜひ、お知らせいただきたいというふうに思います。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第33号、小国町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第9、「議案第34号 小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 10ページをお開きください。

議案第34号 小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年5月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

提案理由といたしましては、新型コロナウイルスに感染した被保険者等に係る疾病手当金の支給に伴い、小国町国民健康保険条例の附則の改正を行うものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細は生田福祉課長より御説明を申し上げます。

福祉課長（生田敬二君） 条例改正案につきまして、その概要について御説明を申し上げます。

条例集につきましては、12ページ、右肩に34と記載をしてあります。こちらに改正文のほうを記載してございます。

まず、傷病手当金というものでございますけれども、一般的に健康保険でいう傷病手当金というものについてでございますが、被保険者の方が病気又はけがのために、労務に服することができなくなった場合、その期間、一定額の金額を補償する制度でございまして、これにより生活を保障し、被保険者の早期回復を図ろうとするものでございまして、制度上は国民健康保険では任意の給付ということにされております。

今回は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、国の財政支援を受けまして、国保被保険者の傷病手当金の支給について、一定期間、制度化するための条例整備を行うものでございます。国保条例の附則におきまして、関係条文を追加するかたちをとらせていただいております。福祉課の資料1は、新旧対照表となっております。改正の内容につきましては、福祉課資料の2のほうで説明をさせていただきたいと思っております。

まず、概要でございます。本町国保の被保険者の方が新型コロナウイルスに感染した場合、又は発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のため労務ができなかった期間について、一定の要件のもとに、傷病手当金を支給するというものでございます。

次に対象者のところですが、条件がいくつかございます。

①又は②については今申し上げました。

③につきましては、4日以上休むことになった場合、「4日目が今年の1月1日から9月30日までの間に含まれていること」というのが要件になります。

併せて④ですけれども、その期間に「給与等の支払いを受けられないか、一部減額されて支給をされていること。」ということが、その要件になります。

また支給期間につきましては、療養する4日目から最長で1年6カ月というものでございます。

次に、支給額についてでございますが、原則としまして、直近3カ月の平均日額給与の3分の2掛ける支給対象日数が算定の支給額ということになります。

また、給与の全部又は一部が支払われる場合には、傷病手当金としては支給額が調整されること、また、支給されない場合もあります。

条例集の13ページに戻っていただきまして、改正条例の附則でございます。

第1項の施行につきましては、公布の日から。第2項では、傷病手当金の支給開始日が、令和2年1月1日から同年今年の9月30日以降の規則で定める日までの間に属する場合ということでの適用とさせていただいております。

説明は以上でございます。

御審議よろしくお願いたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第34号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（久野達也君） 1点、附則の部分でお尋ねなのですけれども、附則の2の支給を始める日が「令和2年1月1日から同年9月30日以降の規則で定める日まで、」この規則で運用する部分なのですけれども、明確に言えない部分が確かにあるかと思えます。ですからここは、運用上、期限が定められないから規則で定めるものなのか、準則的に規則で定めるようになっているのか、そこを御答弁いただきたいと思えます。

福祉課長（生田敬二君） はい。「規則で定める日」ということですが、現段階では、規則のほうで9月30日というかたちで定めさせていただこうかと考えております。ですので、新型コロナウイルスの感染症がいつ収束するかわからないという中でございます。9月30日といたしますのは、この分は国のほうが全額補てんをされるわけですが、その特別調整交付金なのですけれども、そこの期限が9月30日となっているということで、9月30日ということで規則で定めさせていただいて、コロナ感染症の推移、動向次第では国のほうもこれを見直すと、注視をしていくということでされておりますので、それ以降となれば順次規則のほうも改正をしていきたいというふうに考えております。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第34号、小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 日程第10、「議案第35号 令和2年度小国町一般会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは次に議案集11ページをお開き願いたいと思います。

議案第35号 令和2年度小国町一般会計補正予算(第2号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度小国町一般会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。

令和2年5月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは別冊補正予算書(第2号)をお開き願いたいと思います。

1ページです。

令和2年度小国町一般会計補正予算(第2号)

令和2年度小国町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千775万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億3千464万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、小田総務課長より説明を申し上げます。

総務課長（小田宣義君） それでは、私から今回の補正予算の内容説明をさせていただきます。

まず、2ページに第1表といたしまして、歳入歳出のそれぞれの款、項の区分及び金額を記載しております。

3ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書となっております。

それでは、歳出のほうから順次説明させていただきます。

5ページをお開き願います。5ページ上段の児童福祉総務費で825万円を計上させていただいております。児童手当受給対象者に対し、児童手当に上乘せするかたちで、児童1人当たり1万円の臨時特別給付金を支給することで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世代の経済的支援を行うための経費となります。財源につきましては、全額、国の補助金を充当いたします。

5ページの中段をお願いいたします。6商工費の中に目の6として、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費を新設し、総額で2千550万円を計上させていただいております。まず、4月から5月の2カ月間に自主的に7日以上休業した町内事業者に対し、一律5万円を支給する経費として350万円。次に、売上が前年度同月比で15%以上減少している町内事業者に対し、1カ月分の家賃の50%、上限5万円を給付するための経費として500万円。次に、売上が前年度同月比で15%以上減少し、金融機関から融資を受けた町内事業者に対し、借入額の10%、上限30万円を給付するための経費として1千500万円。最後に、商工会が実施する専門家の相談会の開催支援や、飲食店が営業形態を変えて行うテイクアウトの支援、消毒薬の支援等、さまざまな取り組みを補助する経費として200万円を計上させていただいております。この総額2千550万円の財源につきましては、全額、財政調整基金繰入金を充当いたします。

5ページ下段をお願いいたします。教育費の中の体育施設費です。小国ドームの高圧ケーブルが損傷しております。取替工事を行うための費用400万円を計上させていただいております。財源につきましては、全額、財政調整基金繰入金を充当いたします。

最後に、歳入の説明をさせていただきます。

4ページの2、歳入の項目を御覧ください。今回の補正に対する財源の内訳になります。先ほどから説明させていただきましたが、補助金等の説明がここに記載されております。

以上で、簡単ではありますが、今回の一般会計補正予算の概要説明をさせていただきました。

御審議よろしくをお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより、議案第35号について質疑に入ります。

4番（久野達也君） それでは総括的なところで、今回の補正コロナ対策ということがメインかと思っておりますので、若干、質問させていただきますけれども。4月6日に対策本部を立ち上げ、各課長で協議をなさり、あるいは住民の方々からいろんな御意見等も役場のほうへ届いているかと思っております。そんな中で、少し国の施策のほうが先に出てまいりまして、次に県が出まして、各市町

村はそれぞれのところで個性ある対策といいますか、要は地域実情に応じた対策であろうかと思えます。その根底としましては、やはり小国町におきましても対策本部が設置され、いろんなかたちで協議をなされ進められてきたことについては、敬意を表するところでございますけれども、そんな中で、国がまず示しました例えば、持続化給付金であったり、雇用調整助成金であったり、こういったようなことに関して、役場の窓口、あるいは商工会、セーフティネットも含めてです、こんな相談事業がどのくらいあって、どのような対応がなされているのか、今掌握している部分でも構いませんので、件数、あるいは事業者の声がどんなふうに役場に届いているのか、その部分についてお尋ねさせていただきたいと思えます。

情報課長（村上弘雄君） 質問について、現場の声ということで把握がどれだけされて、今日に至ったかということでしょうか、まず、うちのほうでは280ぐらいの商工会の事業主に向けて、アンケートを緊急対策としてとっております。42%の回収率です。それから、その主な中身ですけれども、休業への支援、それから売り上げ減少による支援、家賃への支援、あとは消毒液とマスク。この主に4点が記述式のアンケートの中で非常に多かったということで、まずこの部分について、国・県を待たず、内容を制度設計してまいりました。

それからあと、関係団体との町との意見交換会ですね、これも、それぞれ個別でさせていただいております。本来、一堂に会して、意見交換をする予定でございましたけれども、三密の関係がございますので、個別に実施しております。もろもろの情報を受けた上で、今回経済対策としては、先ほど言った4点の中の具体的には3点。「休業への支援」、それから「売り上げ減少の支援」、それから「家賃支援」ということで、2千550万円を計上させていただいております。

商工会のほうで、社会保険労務士と中小企業診断士という専門の資格を持った方が相談をするというのが、今の国、県の情報からいくと的確になっていきますので、専門の方を設置して相談事業を5日間やっております。最終的に、そこで資金繰りが非常に困ったということで、うちのほうでセーフティの関係で証明を発行すると、そこまで至ったのが約10件あります。今後も長引けばそこ辺の資金繰りで、うちが証明するというようなことが出てくるかなというふうに思っております。大体、そういう状況でございます。

4番（久野達也君） ぜひ、いろんな問い合わせ、相談については積極的に乗っていただきたいし、それを受けてでないとはやはり小国町に、真に何がどういった対策が必要なのか、明らかになってこないかと思えます。住民の声がどのように届いていくのか。私たち議員も、住民の意見等をお伺いします。伺いますけれども、点的な部分、いわゆる面的な部分での把握がしづらいのが現状でございます。ぜひ、行政にもその部分には積極的に頑張ってください、活動もお願いします。また福祉の部分でも、緊急小口資金だとか総合支援資金だとか、いろんな生活関連の部分があるかと思えます。どうか、こういったようなものを活用できるような、素地の体制が必要かと思えますのでよろしく願いいたします。

併せて、少し私の個人的な部分での質問にもなりますけれども、町長にぜひお聞かせいただきたい部分としまして、いわゆる今回のこの補正につきましても、ある意味、5月1日の専決処分と同時進行でもよかったのじゃないかな、連休前での早急なる対応もできたのではないかなとも内心思います。ただ要綱等の制定、あるいは、きめ細やかな部分で、もっと掘り下げたいという部分で、今日に至った部分もあろうかと思えます。ただ今回、本日こうやって補正として出されて、これが実のあるものとして活用できますよう、町長としての御意見、あるいはお気持ち等をお聞かせいただけたらと思えます。よろしく申し上げます。

町長（渡邊誠次君） お答えいたします。

まず前段の、例えば社会福祉協議会で御相談があつておりましたり、勿論、役場でもあつております。商工会でもあつております。JAでも勿論、今相談があつている状態でございますけれども、各機関としっかり連携をとらせていただきまして、まずはその情報収集を一緒になって、福祉課だったり産業課だったり情報課で、今、意見の集約をしております。

先ほど情報課長がおっしゃいましたアンケートの部分も、その一部ではありますけれども、当然ですが福祉関係の部分、それから情報関係の部分、農政に含めまして、産業全体も含めてですね、今調査をしっかり上げているところでございます。その中でまずはやっぱり、この前もちょっと御説明をさせていただきましたけれども、商業関係、なおかつ観光に限ってというところでまず言わせていただきますと、1番に大きな影響を受けております。その次に飲食店関係が影響を受けております。その次に、やはりその観光関係に携わる、品物を卸したりする業種の方々、そこがですね、まず1番に影響を受けているであろうというふうに思います。

当然ながら今後は、これが中長期化になっていきますと、さまざまところに影響を及ぼすというのはアンケートの回答でもたくさん寄せられておりますし、非常に心配をされている方が多いというのも実情でございますけれども、まず、今回の2千550万円で対策を上げさせていただきましたのが、いろいろな調査をさせていただきまして、4月5日に阿蘇管内での発生を受けて、4月6日にまずは感染拡大防止の対策をスピーディーにできるだけさせていただいているつもりです。20日の時点まで、感染拡大の防止に努めるということの大前提に、役場の中で指示をさせていただきました。その中で、勿論、総務課、そして情報課を中心に、経済対策をまずどこに打つべきかというところで対策を練らせていただきましたけれども、先ほども申し上げましたとおり、私の方針等々、姿勢を固めてから同時進行で出したいという思いもありましたので、その中で協議を重ねながら、本日、皆さんの前に御提案差し上げたというのが実情でございますけれども、当然ながら、4月30日にも御説明差し上げましたけれども、第2弾、第3弾、そして収束後に対しても、もうある程度、方向性はこれでいいのではないかなというのを、御提示差し上げたいというふうにも思っておりますし、また、逆に今1番拾えてないかもしれませんけれども、なかなか難しい、アンケート調査でも上がってこない部分も多々あると思っております。

特に福祉関係の部分では、非常にプライベートなことだったり、個人情報だったりというところもあって、情報を収集するのに、ちょっと難しいところもありますので、できるだけその部分にもしっかりと福祉課を中心に耳を傾けていながら、当然、行っていきたいと思います。

ただ、現時点で2千550万円、皆さんに御提案させていただきましたけれども、今後もできるだけ、私はスピーディーにという心がけも非常に大切だと思いますけれども、時期をきちっと見計らいながらというの、気持ちの中で非常に多く持っております。

私の部分では、やはり給付金事業においても、他の事業においても、本当に適切な時期に講じていかなければならないというふうに思っておりますので、その部分では他町村より遅れたかもしれないけれども、私としては、時期として、しっかり見計らって今からもですね、対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

4番（久野達也君） 最後に質問とお願いなのですが、本日こうやって補正予算で予算措置がなされます。例えば、5万円で500万円とかいうと、どのように映るかという、予算額以上はできないのかなと映ってしまうと、これはまたマイナス効果だろうと思います。例えば予算措置以上に生じた場合には、それを上回っても実施するというところで、適用であれば対応していただきたいと思います。それから、町長の答弁の中にもありましたように、それぞれの時期を見計らった適切な運用というのが、今後、住民の生活を支える基盤ではなかろうかと思います。ぜひとも積極的をお願いいたします。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 先ほどですね、もう必要に応じて、当然ですが、追加で補正を上げさせていただかなければならないところは追加をさせていただきたいと思います。

また、事業継続の給付金等々におきましても、やはり町としての独自のガイドライン、例えばセーフティネットの申請をしていただきますけれども、15%の減少率というのは危機関連保証を基準にしております。通常は20%だったりというところもありますけれども、その基準は、少し引き下げをさせていただいているところであります。

また、利子補給ではなくて、給付というところの事業あたりも、しっかりと事業者あたりと話していながら、利子補給ではなくて元本のほうにという話もさせていただいておりますので、そういったところも含めて、しっかりと経済対策を行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 話は変わりますが、体育施設費で、説明をしていただきたいのですが。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 今回、小国ドームの高圧ケーブル取替工事ということで400万円を計上させていただいております。

今、皆さん議論あるように、今回コロナウイルス対策とは直接関係ありません。4月の中旬に

年間の電気保守点検を委託しております電気保安協会から、高圧ケーブルのほうに損傷しているという報告を受けまして、その後、現地の調査、あと関係機関との協議をしましたが、どうしても取替を必要とするということで、教育委員会の資料1ということで、お配りさせてもらっていますが、平面見取図、赤いアンダーラインが引いてある部分が取替工事をする部分となります。

左端の1番下の部分に、ちょうど電柱が建っております、次のページ、その次のページ2枚に渡って、写真もつけさせてもらっていますが、その箇所がちょうどその場所になります。ここから電気室までが6千600ボルト高圧ケーブルが埋設されている箇所になります。今回、この部分が、最後の写真のほうがよくわかるかと思いますが、焼けたようなかたちで損傷しておりますので、この区間が全て交換しないと正常な対応ができないということで、九州電力であったり、電気保安協会等々の協議の中で、今回、それを取り替えるということで、緊急性があるということで今回お願いしたものでございます。ここが避難所等にも指定されておりますので、早めに復旧をしたいということです。

なお、現在はこの間が非常に危ない状態ですので、電源を完全に落とした状態で、小国ドームのほう、たまたま今ちょっと休館という使用禁止期間もありますので、この期間に何とか復旧をやりたいという考えもあります。今日を踏まえて、迅速に対応したいと思っております。

9番（熊谷博行君） 原因は何ですかね。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 原因につきましては、これも保守点検をしている保安協会、九州電力、あと民間の事業者の方にも御意見を聞いたところですが、3社ともわからないと。何でこうなったかがわからないということで、なかなかこういうケースはないので、何とも、これだけという原因がはっきりしないというのが回答でした。

9番（熊谷博行君） これ敷地内だから、全ての修理は町が出すというふうになるわけだと思いますが、もう何回も僕は言っていますが、赤線の左側にあるもの、防犯灯ですかね。丸がずっとあるでしょ、道路の横に。わかりますか。道路の横にこのくらいの電気がつく、舗道の横に。もう何年も前から、議員になる前からも言っています。鳥の巣じゃございませんので。線も消えておりますし、電気もついていません。そういうところから漏電とかですね。そういうのがあったのではないですかね。ただ単に、これだけの大きい電線がこれだけたれて燃えるというのは、どこかにですね。どの業者が見てもわからないとかそういうのは、ちょっとおかしいと思うんですがね。もう少ししっかり調べて替えないと、また替えて同じことでは、また400万円。せっかく一生懸命お金を絞り出してコロナに足しても、こういうところから、ぼろぼろぼろ漏れていけばですね。しっかり原因は突きとめるべきと私は思いますが、いかがですか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 原因についてはですね、もう一度。今回、復旧工事が入りますので、そのときにその場所も、解体というか取り外し等も行なって、再度、確認はやっていきたいと思っております。

それから、ドーム上り口の歩道の電気、これについてもできるだけ早くやりたいと思いますが、先ほど言ったように、あくまで電柱から小国ドームの機械室まで高圧が一度入って、それから、そこで上り口の街灯についてはもう通常の電圧に落としたやつが流れてきますので、これは逆にさかのぼって悪さといえますか、原因というのはちょっと考えづらいということでそれも確認は、そういう話はですね、事業者とも話したところです。

9番（熊谷博行君） 電気というものですので正直言って線が、電気だからプラスマイナスはないけど、2本見えているような上のライトは飛んでいって見えているところもございまして、別に鳥を養うための巣をつくっているわけでもないで、もう必要ないなら撤去してしまえばいいし、必要であればまたきちんとつくるようにしないとイケないし。そこははっきりしていただいて事故のないようにですね。感電死しますので、よろしく願いいたします。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 繰り返しになりますが、早急にまず安全のための対策と、そのあとの本格的な復旧というかたちで対応していきたいと思います。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

1番（時松昭弘君） 1番、時松です。

今回の補正につきましてですね、商工費が2千550万円というかたちで予算を計上していただきました。この金額につきましても、私はまだまだ不十分というふうに思います。と申し上げますのが、今回7千300万円ほどの臨時交付金がきております。県下の他の市町村あたりから比べてみますと、ほぼ2千500万円、うちの場合は3分の1なんです、補正を組んだのが。でも、県下の町村あたりを見るとほぼ半分以上を組んでいるわけですね。特に、この中で商工費だけが、これは児童福祉関係は国庫関係の補助なのですが、1番肝心なことは商工に関連する事業の中でも、勿論、観光業、商業関係、それに対する農産物あたりの関係、食材。あるいは、この前も意見交換会の中にもありましたようにお米や肉類や、とりわけ木材価格も一応減少しております。特に畜産関係におきましては肥育業者あたりのお話から聞きますと、1頭に40万円ほど下がっていると。生産牛あたりにしても、単価が下がっているわけでありまして。こういったかたちについても、町長から先ほどからお話がありましたが、JAとどのようなかたちでお話をされているのか、今後の取り組みについてお尋ねをしたいと思います。

産業課長（秋吉陽三君） 確かに今ですね、時松議員が言われたとおり、肥育牛の枝肉については単価がかなり落ちているような状況でございます。出荷等については停滞なく出荷等できているわけですが、枝肉についての単価の減少というのはかなり大きいかと感じております。この点につきましては、今後、臨時交付金での計画等が必要でございますので、今後検討いたしまして、そういう計画等を盛り込んでいきたいと考えております。

1番（時松昭弘君） 特に畜産関係、今基金等がありまして、1頭に対する確か5万円の補助なんかがあると思いますが、しかし、本当に今の材料代が上がっている、またいろんなかたちで、実

際手取りで特に今赤字になっているという声もよく聞いております。同僚議員の中にもそのような意見を聞いた方もおられると思いますけれども、やはりそういった全般的に臨時交付金ですから、この予算を最大限活用していくと。以前から私もだいぶ申し上げておりましたが、これはです、臨時交付金が1兆円を配分するというのは、4月1日の日に大体ほぼ情報として私はつかんでおりました。

その後、意見交換会の中でも1兆円の臨時交付金がありますから、そのことについて前向きに全体的に御活用していただきたいというような申し入れもしましたけどです、残念ながら今回の場合、2千550万円というかたちだけで終わっておりますが、その間でもです、非常に商工関係の方から苦情等も随分と上がってきております。このことにつきましても、情報課あたりと連絡をしながら、課長がいろいろこういうかたちで対応していただきましたけれども、やっぱりもっときめ細やかないろんなサービスをするというのは、行政の中でも、皆さん方も地方の自治の基本に返っていただいたかたちで、予算措置をしていただくというかたちを、やっぱりもう一度です、真剣に考えていただきたいと思います。考えておられると思いますけれども、今後、第2弾、第3弾あたりが国の動きがあると思いますので、しっかりとした予算を確保していただくようお願いをしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 農政関係も含めましてJA、それから先ほど畜産関係の方ともお話をさせていただきましたけれども、やっぱり先月の状況と今月の状況も全然変わってきております。

先日の状況では、まだ産業課長がおっしゃいましたように、4月の前半の時点ではあまり影響がないけれども、今後影響が出始めるだろうという予測のもとで動いておりました。ですので、その時点では、まだ農政の部分にお金を入れるというような状況ではなかったですね。ただ、この連休中と申しますか、連休前ぐらいから急激に肉の部分でも影響が出始めているのではないかと、というところで、課長にJAのほうで話をさせていただいて、今、話を煮詰めているところだと思っております。

スピーディーにというお話はですね、確かにわかります。しかしながら、4月の時点では多分考えをなかなか打てなかったということもありますし、やはりその部分では、商工関係もですね。今、本当に大きい話をさせていただきますと、観光関係では、今の時点でお金を入れさせてもらっても、お客さんが増えない限りは、どうしようもないという話もさせていただいておりますので、そういった部分では、やはり終息後に大きく集客のための事業を、皆さんと一緒に講じるしかないのではなかろうかという判断にも至っておりますし、当然ですが中継といい申しますか、やはりこう繋いでいくためには、国や県の補助をしっかりと御紹介させていただきながら、御相談にのって、一緒に継続のための協力をさせていただきたいというのは、勿論、わかっているつもりでありますけれども、最終的にはやはり大事なものは、観光業では集客にどれだけ力を入れられるかというところはしっかりと考えていかなければいけないと、現時点で、連休中もしっ

かり私も足を運ばせていただきましたので、その時点では他のところも含めて、いろいろな対策を講じていきたいと思っています。

議長（松崎俊一君） 質疑の途中ですが、ここで暫時休憩をいたしたいと思います。

午後の会議、1時から。

よろしくをお願いします。

（午後0時10分）

議長（松崎俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（松崎俊一君） 質疑はございませんか。

5番（児玉智博君） それではですね、第2号補正について質疑を行います。

商工費の新型コロナウイルス感染症対応経済対策費として、全部で4つの事業、合わせて2千550万円の補正予算が出されているわけでございます。この予算規模がどうかということです。

まず、例えば近隣の町村でいち早く独自支援策を打ち出した南小国町は、総額約1億2千万円の予算です。最大で100万円の休業補償を行うというふうになっています。続いて、高森町も独自でやっています、休業したところについて1日1万円、最大で12万円の休業補償を行うということでありました。

それです、これ5月1日に熊本県の企画振興部企画課長と総務部市町村課長名で、県議会議員に配付された地方創生臨時交付金の各市町村の配分額の資料を入手いたしました。議員の皆さんには、見えにくくて申しわけありませんが、配付させていただいております。これを見ますと、南小国町の配分額というのが5千455万8千円で、いわば南小国町というのは臨時交付金の倍近い額を経済対策として打ち出しているわけです。高森町を見ますと、配分額は6千809万2千円ということで、経済対策6千300万円でありますから、大体、同額ぐらいの経済対策をもう既に配分を始めているわけです。

小国町というのはまだ、今日、予算が通ると思いますけれども、まだ受け付けさえ行っていないというような状況です。

これは余りにも、町長よそより遅かったというのはもう誰の目にも明らかなんですけれども、この予算規模でも、こんなに、しかも小国町もこれ見ますと、7千371万9千円の交付がもう既に決まっているわけですよ。7千300万円入ってくるのに、2千550万円しか使わないというのは、これはもう遅い上に、予算規模も間尺に合っていないんじゃないかと思うわけですが。

それで、私はゴールデンウイーク期間中も、アンケートを配って回っていたのですが、私を見つけた知り合いの宮原の方が、「児玉君、小国町は値切ったな。5万円しか出さないのか」というふうに言われたわけですよ。南小国町が100万円という額を出しているから、そう見えるの

かもしれないですけど、やはりですね、休業補償、1件当たり5万円って、2千550万円のうちから5万円というのではなくて、この約7千300万円入ってくる臨時交付金は、これはもう全て経済対策に使うという姿勢があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 今日、これが終わってからですね、皆さま方にはまた御説明しようと思っておりましたけれども、総額では1億2千万円ぐらいの経済対策の支援を行う方向で、行政内では話をさせてもらっています。第1段階では事業継続支援、それから家賃支援、休業支援ということで、重ねて商業関係のベースを、勿論、商工会もそうですけれども、商工関係を中心に洗い出しをさせていただきました。

第2期の支援としては勿論ですけれども、事業を継続支援給付、長期化するために少し財源をとっておかないといけないので、その部分でも行いたいと思っておりますし、家賃支援等々は、国の事業等々が今決定している段階でございますので、少し流動的ですけども、一応、根本的な考え方では、今使っているところです。

また18歳までの子どもたちへの給付、それからひとり親世帯への給付、それから学校関係ではそうですけれどもICT遠隔授業の準備等々に、第2期の支援として5千万円ほど用意したいというふうに思っております。

それから、第3期の支援として、感染拡大の終了後ですけども、町内で経済循環が可能な時期になってきたときには、地域内の飲食店を応援するためのチケット、プレミアム商品券的などところですけども、それを含めて行いたいと思っておりますし、この時期には次のコロナウイルス等々の感染症の予防、防止対策の備品等々の購入も必要になってくると思いますし、災害等々の部分でも対策を講じなければいけないと思いますので、この第3期の支援として約1千500万円から2千万円、そして、収束後の支援、これは主に観光業ですけども、国の施策のGoToキャンペーン時期に合わせたところで、企画を盛り込んで3千万円ほど、その部分で用意をして、企画を上げて、小国町にぜひともたくさんの方に来ていただこうというようなところで考えております。

また、当然ですけども連動して、博士の記念館、それから鍋ヶ滝、坂本善三美術館等々にも御協力をいただく旨を、今話をしているところです。

当然ですけども、議員、お尋ねのとおりですね、第1段階では2千550万円ということではございますけれども、第2期、第3期、収束後というところで、町としても、もう今考え的にはまとまって、その方向でやろうと動いておりますので、どうか今後ともですね、協議をしていただいて御理解をいただきたいというふうに思います。

5番（児玉智博君） ですから、そういう終わった後の話は今してなくて、今、今の現在ですよ。

4月から始まってゴールデンウィークの、いわば商売をされている人の一番の稼ぎ時に、大部分の売り上げが失われて、営業自粛にも協力をして、そういう人たちに対しての第1弾の支援が2

千550万円で、もう見る人によっては値切ったというような印象を持たれていると。

明らかじゃないですか。さっきも言ったように、高森町でも6千300万円規模、南小国町は1億2千万円。それと照らし合わせて、小国町の2千550万円という規模が、間尺に合っているのかという話をしているんですよね。次は5千万円とか、るるおっしゃいました。

続けて聞いていきたいと思いますが、この2千550万円の使われ方というのがどうなっているかという部分です。この4つの200万円は、商工会の事務負担等への補助金ということでありましたが、その上の部分の休業支援給付や家賃支援給付、事業継続支援給付金について、対象となるのはどの範囲なのかということです。対象事業者が。町長は事前の意見交換会などで、そのときに配付された資料を見てみますと、休業支援給付については、対象は宿泊、飲食業、小売業（スーパーやコンビニを除く）となっております。そこで私が、「いや、影響を受けているのは小売業までじゃありませんよ。床屋さんだってお客さんが減って、時短営業しているところもあります。また、整体や鍼灸院等もお客さんが減って、もう既に休業を決めているところもあります」ということを言いましたら、それも町内事業者は対象になると言われたので、「ではパチンコ屋もそうなんですか」と言いましたら、それは否定されなかったわけです。ところが、その日のうちに議長を通じて、パチンコ屋は対象じゃありませんということが、私のもとに伝えられたわけです。では一体どこまでが対象者となるのか伺います。

私のアンケートに寄せられた御意見の中で、80歳、男性、「20年前からカラオケ教室を営んでおりますが、4月1日から5月31日まで閉教室ですが、先が見えません」と。カラオケ教室も、もう丸2カ月閉めることを決めていらっしゃって、当然この間の収入がなくなると。「国民年金受給では、いろいろ差し引かれると生活が苦しく、続けていけない。現在、通信リース代は中止ですが、1人10万円支給だけではこの先不安です」と、続けていらっしゃいます。

こういった、本当に困っている人全てに、この経済対策というのは届くのでしょうか。

一体、この町内事業者という範囲はどうなるのか。教えてください。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

まず2千550万円の背景を少し説明させていただきます。

まず、来週の月曜日から受け付けを開始しますけれども、制度設計にやっぱり時間を要するというので、現場の混乱を招いてはいけないということで、4月中旬からアンケートをつくって、締め切りを4月30日、そしてその中の現場の声で今回の対策を打たせていただきました。なので、臨時交付金の情報が正式に流れたのが5月でしたので、それありきで積算したという背景ではございません。なので、予算積み上げも財調を充てるという予算構成になっております。

それから、対象者についてですが、先ほどこちょっと個別の事業種の名前が出ておりますけれども、今回、来週の月曜日から受け付けますのは、宿泊業、飲食業、製造業、卸売業、小売業、運輸業、建設業、サービス業です。今回、要綱をゴールデンウィーク中も準備しておりましたけれ

ども、どうしても県が休業を要請している特措法に基づく休業要請と、特措法に基づかない休業依頼と、そして小国町みたいに対象外となる飲食店の自主的な営業といろいろありますので、現場の整理をさせていただいて、うちとしてはこの要綱は全て、今読み上げた対象事業種については、対象となるというふうに考えております。なので、鍼灸、理美容店も対象ということでございます。

それからあとは使途ですけども、使途というのはこの補助金の3種類ぐらいありますけど、どの点。全てですか。使途の意味はどういう意味ですかね。

5番（児玉智博君） 使途は聞いていません。

情報課長（村上弘雄君） そうですか。

では、今2点についての質問は以上でございます。

5番（児玉智博君） はい。ほとんど全ての業種が対象になるということで確認しておきたいと思っております。

情報課長（村上弘雄君） 私が今言いましたところには、農業関係とか入っておりませんので、商工業者ということですか。

5番（児玉智博君） 一次産業以外の二次産業、三次産業のほとんどが対象になるということで、改めてここで確認しておきます。であれば、この2千550万円で本当に十分なのかということですか。例えば、こちらの休業支援給付金350万円。これ一律5万円で給付を行うというふうになっているわけですが、70件分ということになるわけでありまして。

それです、今さっき情報課長が説明してくれました、小国町商工会の会員の数というのが280件いらっしゃるということですね。しかも、これは商工会に入っていないだけでも対象になるはずですね。平成28年の経済センサスを見ますと、小国町の町内にある事業者の数というのは482件です。これはですね、やはり今、最初言われたような、宿泊、飲食、それと小売業（スーパーとコンビニを除く）以外の部分のサービス業、ほとんどの二次産業、三次産業を対象とするのであれば、これ本当に350万円で足りるんですかという話になってくると思うのですが、いかがですか。

情報課長（村上弘雄君） 今回ですね、県のほうが休業の協力金あたりを一律10万円ということで支給しますけれども、うちのほうでは、先ほど言った積算の背景の中には、既に48店舗ぐらいが自主的に、テイクアウト等で努力して時間短縮をしております。そういう部分も含めて、積算の中にはおおむね50件。

あと、期間が絞られております。熊本県で言いますと4月22日から5月6日までで、休んでいる方を対象ということで、それを過ぎたら対象にならないということもありまして、小国町ではそれを4月から5月まで。ですので、その期間の中で一週間ということで、プラスアルファを見込んで70件で考えております。

あと統計上の飲食店や宿泊業等についてはトータルで100件ぐらいが数字としてありましたので、その辺を使わせていただいております。

また、背景としましては、政策については必要があればまた、午前中の話もありましたけれども、また予算を計上させていただくような背景も出てくるかもしれませんが、現在は、この積算の中で説明させていただいて、対応したいというふうに思っています。

それから、町の単独のこの給付金につきましては、国は国、県は県でそれぞれ支援策がございますので、国は50%以上が対象になっております。県はその下の30%から50%未満ですね。うちは15%以上の減少があるところから拾うということで、持続化給付金についてはその中で融資を借り入れた方だけを拾うようなかたちになっていきますので、どうしても対象者は絞られてくるのかなというふうに思っています。

5番（児玉智博君） 対象者は絞られるかなというふうに言われましたけど、宿泊、飲食業だけで100件あるのであれば、70件よりか30件多いわけですから。その辺は追加の予算なんかでも対応するという事と言われましたので、それは必ず漏れずに町が手助けできるようにしていただきたいと思います。

それで、今回、商工活性化事業補助金ということで、今、主にそういう国の持続化給付金と雇用調整助成金などで、町内の事業者の方が主に相談に乗られているのが商工会というふうに思います。詳しくは言いませんけど、要は、私に相談があったのが、北里のある旅館を相手に品物を卸している業者の方ですけども、4月の売り上げが前年同月比で58%減ということで、もう約6割売り上げが減ったというふうに言われていました。この持続化給付金を申請したいけども、商工会の会員ではありませんけど、大丈夫でしょうかねというふうに言われましたので、私、その場で商工会の事務局長に連絡をとりましたら、明日私が出勤しますので、明日来ていただいて結構ですということと言われまして、それを伝えましたら早速相談に行かれたということです。ただですね、行って相談を受けてみたら、非常に難しいと。パソコンを使わないといけない。スマホでもできると言われるけど、自分はスマホを持っているけども、なかなかこう自分するのは難しいので、ちょっと今回は、また商工会とも引き続き相談は続けながらも、ちょっと今回は無理かなということで、後日私のほうに報告をいただきました。こういう方は珍しくないと思うんです。

ある宮原の60代女性、この方も自営業をされている方です。持続化給付金にネット申請を試みっていますが、どうしてもすんなりいきません。こういうときこそ、町に助けてほしいということを書かれているわけですね。

加えて、更に難しいと言われているのが雇用調整助成金です。町長は自分で申請されずに全て任せていらっしゃるの、それはわからないのかもしれませんが、これかなりですね、難しいと。もう書類をそろえるだけで大変だと。社会保険労務士に言わせても、通常自分たちが扱っている

書類よりも相当これは難しい、素人じゃ無理だというようなこと言われているんですよ。

やはりこの雇用調整助成金も持続化給付金にしても、やはりふだんこういう行政の申請書関係に慣れていない方にとってみれば、非常に難しいと思うわけですよ。ですから、この商工会にお任せするというやり方もあるかもしれませんが、やはりプロの社会保険労務士や、あるいは行政書士、税理士といった方たちに、事業者の方が委託すれば、当然それで手数料なり取られるわけですけど、雇用調整助成金の場合は約10%ぐらい取られるんじゃないかという話を聞いております。やはり町として、町内の事業者の方たちが、自分では難しいと。商工会に相談に行ったけども、でも、結局は自力でしないといけないから。でも、難しいという人たちが現にいるわけですから、そういった行政書士や社労士への委託料を町が一部補助するというやり方も考えていかなければ、せっかくできた国の給付金制度でも、それを町内の人が活用できないという状況も生まれるんじゃないかと思いますが、その辺、御検討いただけないでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） まず、相談の窓口で確かに商工会の会員以外の方についての対応というのも、現場としてありますので、今回のコロナウイルスについてだけは、商工会の会員以外での対応もお願いするというのを商工会と調整が進んでおります。なので、先ほどあったような案件については対応されたのではなかろうかと思えます。

それから、実際相談するに当たって、窓口我突然来てもらっても、相談内容が複雑なものですから、おっしゃるとおり。ということで、専門の方を中小企業診断士、それから社会保険労務士、それから税理士等ですね、1日幾らというのがあるそうなので本来は。それを熊本県と商工会の中央会が、県のほうからお金を捻出して、どうにか郡内で商工会に配置して、4日間から5日間ぐらい、実際、うちのほうでも対応、引き続き今月もやるんですけど、この案件については、経済困窮というか、厳しい状態が続けば続くほど、事業主の方は相談の案件も増えてくるし、期間も延びてくると思えますので、今回、商工会に200万円の助成金を補助金として補正させていただいていますけれども、これは専門家の方との、そういう人件費等もコロナ対策の一環として対応していただきたいということでも含まれておりますので、説明しておきます。

以上です。

5番（児玉智博君） さっき言いました、私が事務局長に連絡してからですね。事務局長が出てくださったというのは連休の真ただ中、お休みにもかかわらず、皆さん、先輩に当たる方ですけども、頑張ってくださいますので、それは非常に、これ私もこの200万円の補助金というのは理解しております。その上で、それだけではやっぱり限界があるということが、もう既にわかっているんじゃないかと思うんですよ。ネット申請もできないと。スマホでできると言われるけどスマホは持っているけれども、でもやっぱり難しいと。だったらもう今回はちょっと諦めて、何とか他の方法でお金を集めようとか。そういうふうに、せっかく利用できる国の制度があっても利用できないという、もったいない状況が生まれているわけですよ。特にやっぱり雇用

調整助成金なんていうのは、本当に社会保険労務士でさえ難しいというものです。ですから、やはりですね、そういう社労士や今言われた中小企業診断士や税理士、あるいは行政書士なんかに委託して申請する場合のそういう手数料を、町として補助することも考えてはいかがかなと思いますので、これは引き続き早めにやっていただかないといけないと思いますけど、検討をいただきたいというふうに思います。

その検討について、どうでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） 引き続きですね、経営相談日というのを設けさせてもらって商工会のほうで連携させてもらっていますので、そこの期間の延長なり、スタッフの充実なりをまた連携をとって対策したいと思っています。

それから、国と県の実際、支援についても50%以上の減収とか、県の先ほど言った30%から50%未満についても、現実にはホームページや中小企業庁のホームページでダウンロードして申請書というふうになっていますけど、なかなかこれも現場は難しいかなというのは想像がつかますので、役場のほうは県からの申請書を設置して窓口でも対応できるようなことも含めて対応していきたいと思っています。

以上です。

議長（松崎俊一君） 児玉議員に申し上げます。

質問点を絞って、お願いしたいと思います。

5番（児玉智博君） はい。

とにかくですね、このアンケートに寄せられた雇用調整助成金や持続化給付金についてですね、これは難しいと。大体この国はお金をくれるつもりはあるのかというような、非常に幾つも御意見をいただいておりますので、これは必要とする町内の事業者の皆さんが漏れなく利用できるように、町としても引き続き支援をしていっていただきたいと、必要な予算をつけていっていただきたいというふうに思います。

最後に、本当に皆さん、自分で商売をされている方、勤めても休まざるをえない状況の方、いろいろといらっしゃいます。あるいは感染拡大に対する不安であったりとか、持病持ちの方とかそうです。ですので、やはり町としても、そういう新型コロナの問題についてのワンストップ窓口というのを設けて、少し同僚議員からも、どうやって町民の人たちのニーズをつかんでいるのかという話もありましたが、やはりそういうワンストップ窓口を設けて、いろんな町民の人たちの声を町が集約をしていく。集約をした上で、必要な、今何が求められているのかということ町でしっかりと考えて、引き続き第2弾、第3弾の対策事業に生かしていっていただきたいということを申し上げまして、質問を終わります。

8番（松本明雄君） はい。8番です。

今、同僚議員から商工会に対するいろんな話が出ました。本当は、この会議が終わって、町長

との懇談会の際にお願いしようかなとは思っていたのですが、話が出ましたので、ここで述べさせていただきます。

一番最初にアンケートの件なんですけど、アンケートは役場から出して、役場で回収してやったのではないですよ。商工会に出させて、それを情報課に持って行って情報課が集めたアンケートをしゃべったというだけであってですね。全部が全部、商工会におんぶに抱っこじゃいけないと思うんですよ。休みのときも、こうやって連休中に4、5、6、2日ずつ職員が出てやっています。情報課の課長は商工会に行かれましたか。

そして、今児玉君が言われたとおり、オンラインですると本当に難しいです。パソコンをするのに、メールアドレスもできない人がたくさんいます。それで今言われたとおり、やっぱり情報課と商工会がタイアップして、「やるべきことはやる」と、「1人の漏れがないようにうちの町は申請書を出す」と、そのぐらいの意気込みでやらないと、みんな不安がってもうどうしていいかと考えております。ですからやはり、今からでも遅くないですから。

社会労務士の件も言っているとおり、もう数が足りません。だから先手先手でそこ辺はスピーディーに、町長はスピーディーじゃないでもいいというような判断をしていましたけど、人的なところはスピーディーに早く押さえてでも、やるべきではないだろうかと思います。

やっぱり商売人の方、文章を書くことに慣れていない方もいらっしゃいますので、その辺はもう職員が足りないとか、そういうことを言うのではなく、やはり今の時期、休みを返上してでもやっていただきたいと思います。商工会でも、やっぱりこれだけ危機感があってやっているのですから、それだけの危機感を持っているのなら、やっぱり1人でも職員の方が商工会に行って、一緒に座って、どういう方が来てどういう話があったとか、そういう話まで聞こえるならいいんですけど。ここではただ頑張りましょうとか、商工会やってますから。そういう問題じゃもうないと思うんですよ。

だから、一歩ずつ前に進めていくように、課長もこんななって最初ですから、最初にこんな大きな問題で大変でしょうけど、やっぱり自分でやれるところは商工会と話しながら、今事務局長も役場上がりですので、いろんな話ができると思いますので、頑張っていていただきたいと思います。

以上です。

町長（渡邊誠次君） はい、松本議員ありがとうございます。

役場の職員も連休中は休みを返上してといたしますか、交代で詰めてきていただいております。電話の対応等々も非常に多くて、特に情報課はほとんど毎日、二、三人ずつ、状況に応じてはやっぱり鍋ヶ滝だったり、苦情等もたくさん出ておりましたので、その対応にも非常に動いていただいたというふうにも思っておりますし、警察との協議もいろいろとまたさせていただいたようなところでございます。

松本議員がおっしゃるとおり、商工会におんぶに抱っこではいけませんので、町としてもしっかり対応をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） いまだ新型コロナウイルスの患者が確認されていない小国町ですが、今求められているのは、患者の発生を食いとめ、たとえ患者が見つかったとしても、拡大させないこと。命と健康、生活となりわいを守り抜くことであり、これが最優先の政治の責任であると思います。

今回の補正予算にコロナ経済対策費として盛り込まれた事業継続支援給付金、家賃支援給付金、商工活性化事業補助金、休業支援給付金は、町ホームページやさまざまな立場の方々の要請に対して、独自支援は行わないと明言していた渡邊町長の姿勢を押しつけ、町民世論が実現させたものであります。更なる拡充を課題としつつ、一刻も早く実現すべきであり、私は、現下の必要性和緊急性を踏まえ、議案第35号、令和2年度小国町一般会計補正予算（第2号）に賛成をいたします。

その上で、やはり小国町に交付される約7千300万円の臨時交付金がありながら、本予算では、わずか2千550万円の対策費しか盛り込まれていないというのは、非常に不十分だし、周辺の市町村の姿勢と比べても、非常にまだまだ不十分と言わなければなりません。

質疑でも指摘をいたしました点、特に事業継続支援給付金、あるいは雇用調整助成金という非常に申請が難しい国の給付金に対し、町内の事業者の皆さんは、こんなに難しいのであれば、もう申請を今回は見送り、諦めようということで、せっかく利用できる制度がありながら、申請自体を諦めている方が、確実に、しかも少なくない数いらっしゃると思います。そういった人々への支援を、同僚議員からもありましたが、商工会任せにするのではなく、町も一体となって支援をしていくことを求めるものであります。

また、今回出されましたその他の支援金につきましても、お金を借りることが前提の補助金などもございます。皆さん商売をなさる方たちは、なるべく借金は抱えないでおこうと。歯を食いしばって頑張っている人たちがいるわけです。そういう人たちの願いに応えるのであれば、借金をすることを前提としない、売り上げが減っていれば必ずもらえる、そういう町の独自支援も必要なのではないでしょうか。第2弾、第3弾の対策で、こうした今回、町の救済策から漏れた人々たちのもとにもしっかりと必要な支援が行き届くものをつくっていただくことを求めまして、討論を終わります。

議長（松崎俊一君） はい。

反対の討論はございませんか。

ほかに討論ございませんか。

4番（久野達也君） 賛成の立場からあわせて討論を行いたいと思います。

今回、補正予算（第2号）ですけれども、いわゆる、コロナ対策に対する補正予算であることは十分熟知しておりますし、それぞれの部署、所管課で吟味され、予算化されたことも説明の中で十分理解できました。

国の施策、それから県の施策、それに合わせて町独自の施策ということで、住民の地域の活力、あるいはやる気を損なうことなく、日常の生活が維持できる、そんな予算を組み上げることが肝要かと思います。中には事務手続きで、同僚議員も言いましたように、不慣れな部分でできない部分があるかと思っています。それにつきましても答弁の中で、商工会と協力しながら、その指導に当たっていくといったような部分もございました。

ぜひ、困らない、そしてなおかつ、この小国町が活性化できる、先に見えるような予算であっていただきたいし、不足する部分については、また増額も行うという答弁もいただいております。ぜひ、この補正予算が実のあるものとして、そして第2第3、それから収束後の活力となりうることをお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議長（松崎俊一君） ほかに討論はよろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） それではこれより採決に入ります。

議案第35号、令和2年度小国町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 暫時休憩いたします。

（午後1時35分）

議長（松崎俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時45分）

5番（児玉智博君） 私が討論の中で申し上げました、町長が独自支援は行わないと明言していたという発言についてであります。私のもとにも、お1人じゃありません。複数の方から、町長に何か支援を求めたけれども、もうしないと言ったという発言を聞いておりましたが、実際私はその横にいて、そういう発言があったかどうか確認はしておりませんので、非常に不確かでありました。

またホームページの文章につきましても、改めて読み直してみましたら、「今回のコロナウイルス対策による経済活動の低迷により、事業所等は非常に厳しい状況の中であり、経済的支援の御要望をいただいていることは事実でございます。しかし、現在、小国町は財政的に非常に厳しく、独自に支援制度を設けるのは非常に難しい状態です。私が至らない点もあるとは思いますが、大きなことはできません。通常の事業を進めるに当たっても国県の制度を活用し、できるだけ町のお金を使わずに、まちづくりをするという姿勢をとっている状態です。」というふうにありますので、独自支援を行わないとは書いておりませんでしたので、ただいま、読み上げましたとおり、訂正いたしたいと思えます。

町長（渡邊誠次君） 今の分ですぐに、次の文書を読んでもらいたく思えます。

5番（児玉智博君） 反問権ってというのが。

町長（渡邊誠次君） 反問権がござますので、当然、今の発言私のほうが取り消させてもらいますが、非常に町民の皆さんから、「町は経済対策をやらないのか」という表現をされる方が非常に多ござます。私のほうも、連休中もそうです、連休前からそうですけども、町はこういう経済対策を考えております。

4月30日に、議員の皆様にも意見懇談会を差し上げて、独自対策をしたいと思えますという話もずっとさせていただいておりますし、小国町内でもさせていただいている状態ではありますが、児玉委員だけではないかもしれません。議員から、経済対策をやらないと、というふうにお叱りを非常に私も受けましたので、議員からその情報を聞いたと。児玉議員ではないかもしれません。ですけれども、議員からその情報を聞いたというふうに、非常に私のほうにも言ってこられる方が多ござました。

この条件はですね、やはり小国町が経済対策を打つ、打たない抜きにしても、小国町はだめなんだと言われているのと一緒だというふうには私は受け取りましたので、その意味においても住民感情を含めて、いい方向には進まないと思えます。こういったことも含めて、フェイスブック等々ですね、いろんなところで書かれていたり、情報を出されたりする責任があります。

ですので、私も今一度、気を引き締めて頑張ろうというふうには思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思えます。

議長（松崎俊一君） 次、行きます。

日程第11、「議案第36号 令和2年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の11ページをお開きください。

議案第36号 令和2年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度小国町国民健康保険特別会計補正予算

(第1号)を別紙のとおり提出する。

令和2年5月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは別冊の補正予算書(第1号)をお開き願いたいと思います。

1ページです。

令和2年度小国町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

令和2年度小国町の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8千426万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

今回の補正の中身といたしましては、傷病手当金の補正になります。

よろしく願いいたします。

福祉課長(生田敬二君) はい。それでは詳細につきまして、補足して説明をさせていただきます。

補正予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

国保条例の一部改正のほうで議決をいただきました、傷病手当金の支給に係る予算計上でございます。

下段の歳出でございますけれども、保険給付費に新しい項を設けさせていただいておりまして、傷病手当金71万円の計上でございます。

先ほど、見ていただきました福祉課の資料2をお願いをしたいと思います。こちらの資料2の下のほうでございます。給付費算定額として掲げてございます。

予算積算の詳細を記載しておりますけれども、支給対象者として全体で10名、うち2週間の入院若しくは施設等の療養者が8名、30日間程度の長期の入院者が2名ということで、いずれも1人1日当たりの支給額が5千円というところで、予算計上をさせていただいております。

予算書の4ページに戻っていただきまして、傷病手当金の支給に係る費用につきましては、上段の歳入にあります特別調整交付金の中で、県を通して国が全額支援を行うものになります。

以上により、歳入歳出ともに71万円の増額となる予算補正をお願いするものでございます。

説明は以上となります。

よろしくお願ひいたします。

議長（松崎俊一君） これより、議案第36号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第36号、令和2年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第2回小国町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

（午後1時55分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（2番）

署名議員（7番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

2番 江 藤 理一郎 君

7番 西 田 直 美 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を5月8日の1日間とする。

1.	承認第1号	専決処分事項の承認を求めることについて (専決第1号：小国町税条例等の一部を改正する条例について) 令和2年5月8日 承認
1.	承認第2号	専決処分事項の承認を求めることについて (専決第2号：小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について) 令和2年5月8日 承認
1.	承認第3号	専決処分事項の承認を求めることについて (専決第3号：令和2年度小国町一般会計補正予算(第1号)について) 令和2年5月8日 承認
1.	議案第31号	小国町長の給与の特例に関する条例について 令和2年5月8日 原案可決
1.	議案第32号	小国町つながる未来基金条例について 令和2年5月8日 原案可決
1.	議案第33号	小国町税条例の一部を改正する条例について 令和2年5月8日 原案可決
1.	議案第34号	小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例について 令和2年5月8日 原案可決
1.	議案第35号	令和2年度小国町一般会計補正予算(第2号)について 令和2年5月8日 原案可決
1.	議案第36号	令和2年度小国町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について 令和2年5月8日 原案可決

小国町議会会議録
令和2年第2回臨時会

令和2年5月発行

発行人 小国町議会議長 松崎 俊一

編集人 小国町議会事務局長 藤木 一也

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

~~~~~  
小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話(0967)46-2119